

平成27年4月 1日規程第137号

### 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター内部統制推進規程

#### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の内部統制の推進に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、センターの業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びにセンターにおける各種規程（細則、要領を含む。）及びこれらに関する通知をいう。

- 2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。
- 3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員、派遣労働者並びに契約先の労働者をいう。
- 4 この規程において「センターの業務活動」とは、国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）第18条第1項各号に規定する業務の活動をいう。

#### (役職員等の責務)

第3条 役職員等は、センターの業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らがセンターの業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

- 2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、センターの業務活動を発展させることにより、法第3条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

#### (内部統制を担当する役員)

第4条 内部統制を担当する役員（以下「担当役員」という。）は、理事長とする。

- 2 担当役員は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 内部統制推進部門及び推進責任者間において報告会を実施し、コンプライアンスの進捗状況を把握し、必要な事項を内部統制委員会へ報告すること。
  - 二 コンプライアンスの進捗状況の把握について、必要に応じて職員との面談を実施すること。
  - 三 コンプライアンスの進捗状況の把握について、必要に応じて内部統制推進部門と協同し、モニタリングを行うこと。

(内部統制推進部門)

- 第5条 センターに内部統制推進部を置く。
- 2 内部統制推進部長は、企画戦略局長をもって充てる。
  - 3 内部統制推進部長は、理事長を補佐し、コンプライアンスの推進についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。
  - 4 内部統制推進部長は、内部統制委員会を通じて、コンプライアンスの推進に必要な具体策の策定を行うものとする。
  - 5 内部統制推進部長は、内部統制推進部門の運営を統括する。

第6条 センターに内部統制推進責任者を置く。

- 2 内部統制推進責任者は、次の各号に掲げる組織の職場長とする。

- 一 研究所
- 二 認知症先進医療開発センター
- 三 老年学・社会科学研究センター
- 四 歯科口腔先進医療開発センター
- 五 メディカルゲノムセンター
- 六 病院
- 七 治験・臨床研究推進センター
- 八 長寿医療研修センター
- 九 もの忘れセンター
- 十 健康長寿支援ロボットセンター
- 十一 その他の部門

- 3 11号の部門にあっては、総務部長、財務経理部長、看護部長をもって充てる。
- 4 内部統制推進責任者においては、所属する組織におけるコンプライアンス体制の確立を図るとともに、センターの業務活動の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行うものとする。

(内部統制委員会の設置)

- 第7条 センターに内部統制の推進を図るため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

- 第8条 委員会は、次の委員をもって構成する。
- 一 理事長（第4条の規定による担当役員。）
  - 二 研究所長
  - 三 病院長
  - 四 企画戦略局長（第5条の規定による内部統制推進部長。）
  - 五 副所長
  - 六 副院長
  - 七 総務部長

八 財務経理部長

九 看護部長

十 監査室長

- 2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、研究所長が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。
- 6 委員会に関する事務は、監査室長が行う。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事長に報告する。

- 一 担当役員、リスク管理委員会からの報告及びモニタリング（内部監査）並びに通報に基づく調査を通じて、コンプライアンスの推進に必要な方策の検討・策定
- 二 コンプライアンス違反等による事件発生時の対応方針の検討・策定
- 三 その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第10条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(法令等の遵守)

第11条 役職員等は、センターの業務活動の実施、經理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など機構の業務活動、經理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、センターの業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盜用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第12条 役職員等は、センターの業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るために、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(研修会)

第13条 法令等の遵守に対する意識の向上等を図るため、役職員等に対して内部統制に関する研修を行うものとする。

(コンプライアンス窓口の設置)

- 第14条 理事長は、コンプライアンス違反の防止、早期発見及び是正を目的として、職員及び外部の者がセンターに直接、相談・報告することを可能とするコンプライアンス窓口を設置する。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしないことを徹底し、実効性を確保する。
- 2 コンプライアンス窓口担当者は理事長が定める
  - 3 コンプライアンス違反に関する通報を受けた場合は速やかに担当役員に報告する。

(調査・是正措置等)

- 第15条 コンプライアンス違反に関する通報を受けた場合には、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター内部通報及び外部通報事務手続規程（平成22年規程第57号）に基づき調査を実施し、調査の結果、コンプライアンス違反が確認された場合には、委員会で対応方針を検討し、速やかに是正措置及び再発防止策を講じる。

(違反行為等に対する処分)

- 第16条 理事長は、職員の法令・規程等違反行為については、必要に応じ職員の懲戒処分に関する規程に基づく懲戒処分等を実施する。

(反社会的勢力への対応)

- 第17条 役職員等は、反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第〇〇号）に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

(利益相反)

- 第18条 役職員等は、センターの業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(雑則)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、内部統制の推進に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月 1日から施行する。